

札幌市認知症カフェ認証事業実施要綱

平成27年6月24日
保健福祉局長決裁
最終改正 平成31年1月18日

(目的)

第1条 この事業は、認知症の人や家族、地域住民、専門職等が集う場を地域に設置する事業体を支援することで、認知症の人とその家族が地域で孤立することを防ぐとともに、認知症についての地域住民の理解の促進、認知症の人と家族を支える地域づくりを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う場をいう。特に参加者が気軽に交流や相談ができる場や認知症の人と地域高齢者の社会参加の場とする。
2 札幌市認知症カフェとは、前項の認知症カフェのうち第5条に定める一定要件に適合し、札幌市が認証・登録する認知症カフェをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は札幌市とする。ただし、札幌市認知症カフェの認証に係る事務については、一部委託することができる。

(事業内容)

第4条 札幌市認知症カフェについて、開催に係る周知、運営主体間の情報共有、認知症の人と家族を支援するボランティア（以下「認知症支援ボランティア」という。）の活用、その他助言等の支援を行う。

(札幌市認知症カフェの認証要件)

第5条 札幌市認知症カフェは、次の各号全てを満たすことを認証要件とする。
(1) 運営主体は、別表1に定める事業所のいずれかを運営する法人等とする。
(2) 開催場所は、別表2に定めるとおりとし、この表に定める1から4までの要件を全て満たすこととする。
(3) 対象者は、認知症の人・家族・地域住民・専門職の全てとし、認知症の人と家族のみ、又は地域住民のみ等、限定することは認められない。また運営主体が運営する事業所の利用者のみを対象とすることも認められない。
(4) 一定のプログラムを組むことは差し支えないが、対象者のニーズや対象者の利便性を考慮し、原則出入り自由とする。
(5) 実施内容は別表3に定めるとおりとし、この表に定める1から8までの要件を全て満たすこととする。
(6) 札幌市認知症カフェの運営中の事故及び苦情等に関する責任は運営主体が負う。
(7) 札幌市認知症カフェの開催に当たっては、介護保険課が定める別紙認証マークを明示する。ただし、運営主体が別途愛称を定めることはさしつかえない。
(8) 札幌市認知症カフェの運営のための人材確保は運営主体が行い、介護保険サービス事業所の運営に支障をきたさない範囲で行う。
(9) 個人情報を取り扱う際には、必ず使用方法について本人の同意を得る。

(認証の申請)

第6条 別表1に定める事業所の運営主体が認証を申請する場合は、札幌市認知症カフェ認証申請書（様式1）を札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）に提出する。

(認証通知の交付)

第7条 介護保険課は、前条の申請内容が第5条に定める認証要件に適合する場合は、札幌市認知症カフェ認証通知（様式2）を交付し、認証・登録する。

（変更届）

第8条 札幌市認知症カフェの運営主体は、開催場所や開催回数等、認知症カフェの登録内容に変更があった場合は、その都度、札幌市認知症カフェ変更届（様式3）を介護保険課に提出しなければならない。

（実施報告）

第9条 札幌市認知症カフェの運営主体は、実施結果について札幌市認知症カフェ実施報告書（様式4）により毎年度末までに介護保険課に提出しなければならない。また、認証の取消し又は中止した場合は、その時点で札幌市認知症カフェ報告書（様式4）を介護保険課に提出しなければならない。

（認証の取消し）

第10条 札幌市認知症カフェの運営主体は、認証の取消しを希望する時は、札幌市認知症カフェ認証取消届（様式5）により、介護保険課に届け出ること。なお、運営主体からの届出がなくても、介護保険課は、認証要件に適合しないと確認した場合は、認証を取消することができる。

- 2 介護保険課は、認証を取り消す場合、札幌市認知症カフェ認証取消通知（様式6）により、運営主体に通告するものとする。
- 3 認証が取消しとなった認知症カフェについては、「札幌市認知症カフェ」の名称及び認証マークを使用してはならない。

（認証の有効期間）

第11条 認証の有効期間は、前条に定める札幌市認知症カフェ認証取消通知（様式6）、その他札幌市からの通知がない限り自動更新とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、地域包括ケア推進担当部長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

この要綱は、平成31年1月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。